

## 第3章 総論

### 1. 基本理念

名護市ではこれまで男女共同参画の「基盤づくり」や「環境づくり」を進めており、性別によって仕事や家事などの役割を分ける意識が以前よりも薄くなってきています。しかし、依然として女性の議員や管理職などの割合は3割を下回っており、政治や経済の意思決定の場における女性の参画が不十分です。また、男性が育児休業などをとりにくい、たとえ育児休業を取得しても育休期間が短くならざるを得ない状況がみられます。こうした状況を踏まえ、男女平等の達成に向けて、よりいっそうの取組みの推進が求められています。

本計画では

認めあい、尊重しあい、協力しあい、支えあい

**あい（愛）があふれる男女共同参画の社会 なが**

を基本理念として掲げ、市民が互いに人権を認め、個性を尊重し、社会で協力し、地域や家庭で支えあいながら、誰もが自分らしく生きられる社会を目指します。

上記の基本理念を広く周知していくため、本計画の愛称を「あい・愛プラン」とします。

男女共同参画シンボルマーク（内閣府）



このシンボルマークは、男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。

## 2. 計画の基本方針等

### (1) 基本方針

#### 基本方針1. 性別役割分業の解消

##### (名護市女性活躍推進計画)

男女が共に参画し、活力ある社会を形成していくためにも、心に深く根付いている固定的な性別役割分業意識にとらわれず、お互いが平等な存在であることを認め合うことが求められます。その推進にあたっては、意識啓発などの取組みがとても大切です。

家庭での男女共同参画を支援するため、多様なニーズに対応する育児・介護サービスの充実を図るとともに、男性の家事・育児・介護への参画を促します。

職場においては、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の視点に立ち、男女がともに働き続けられる環境の整備に向けた取組みを支援していきます。

また、ひとり親家庭や再就職を望む市民に対し、自立へのチャレンジ・再チャレンジに向けた取組みを充実します。

#### 基本方針2. 社会における影響力の偏在解消

##### (名護市女性活躍推進計画)

男女が共に協力しあいながら、社会の一員として対等な立場に立てるよう、私達の意識や行動の中に当然のこととして身につけてしまっている社会制度や伝統的慣習・慣行の見直しが求められます。

政策・意思決定の場への女性の積極的な登用に努めるとともに、参画しやすい環境づくりに努めます。女性の社会参加・自立を積極的に支援するために、研修機会の充実等を図り、女性の起業支援や地域で活躍する女性リーダーの育成を図るなど、女性の能力発揮を促進します。

#### 基本方針3. 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消

男女が身体的な違いや性差に捉われずに、生涯健康で安心して暮らしていくためにも、命の大切さを理解するとともに、お互いの性を人権としての視点から尊重し、誰もが自立して安心した生活を営むことのできる社会を実現していくことが求められます。

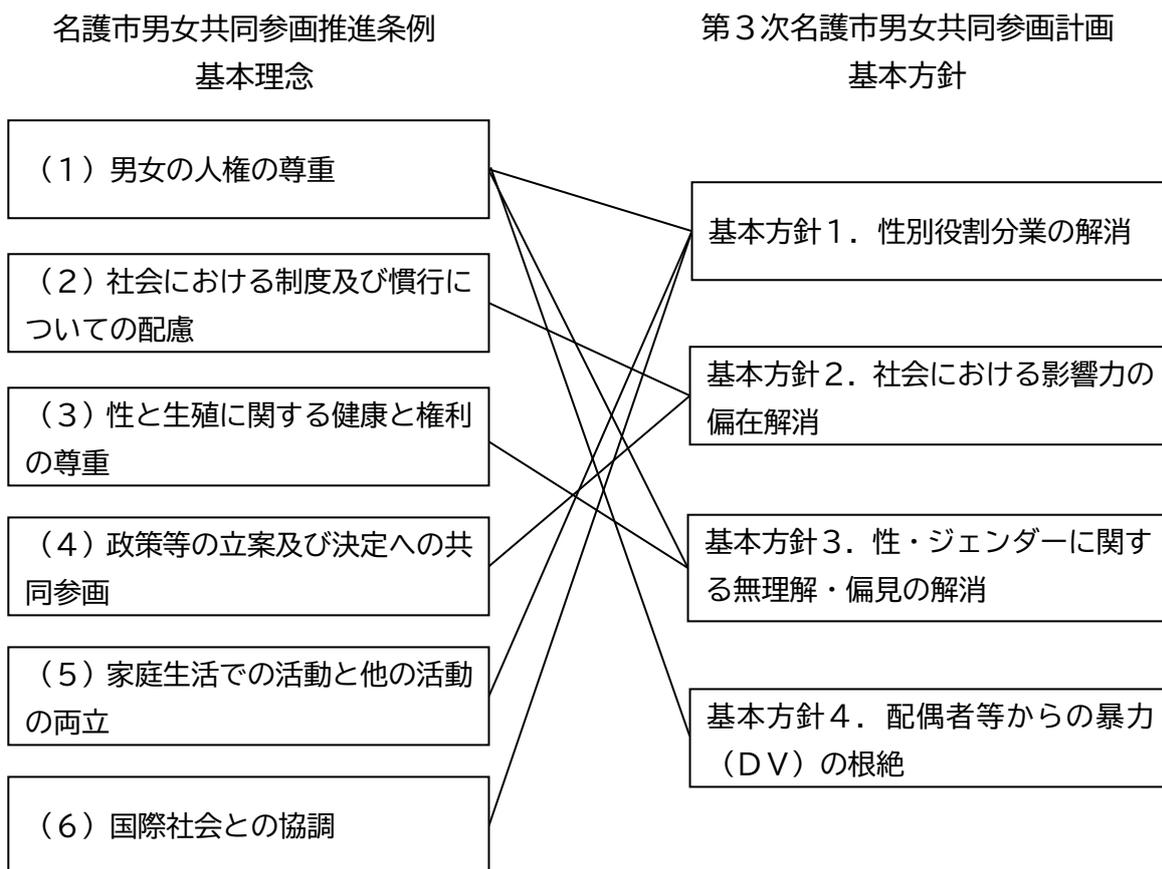
#### 基本方針4. 配偶者等からの暴力（DV）の根絶

##### (名護市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画)

本市においてもDVは依然として問題となっています。また、近年では、配偶者等からの暴力だけでなく、デートDVといった暴力行為や、ストーカー行為等の他者の尊厳を傷つける行為も問題となっています。DV防止法の改正などにより法整備は進んでいますが、DVは未だに個人や家庭の問題であるとして被害が潜在化しやすいことから、社会全体で被害者を支援すべきとの認識を高める必要があります。

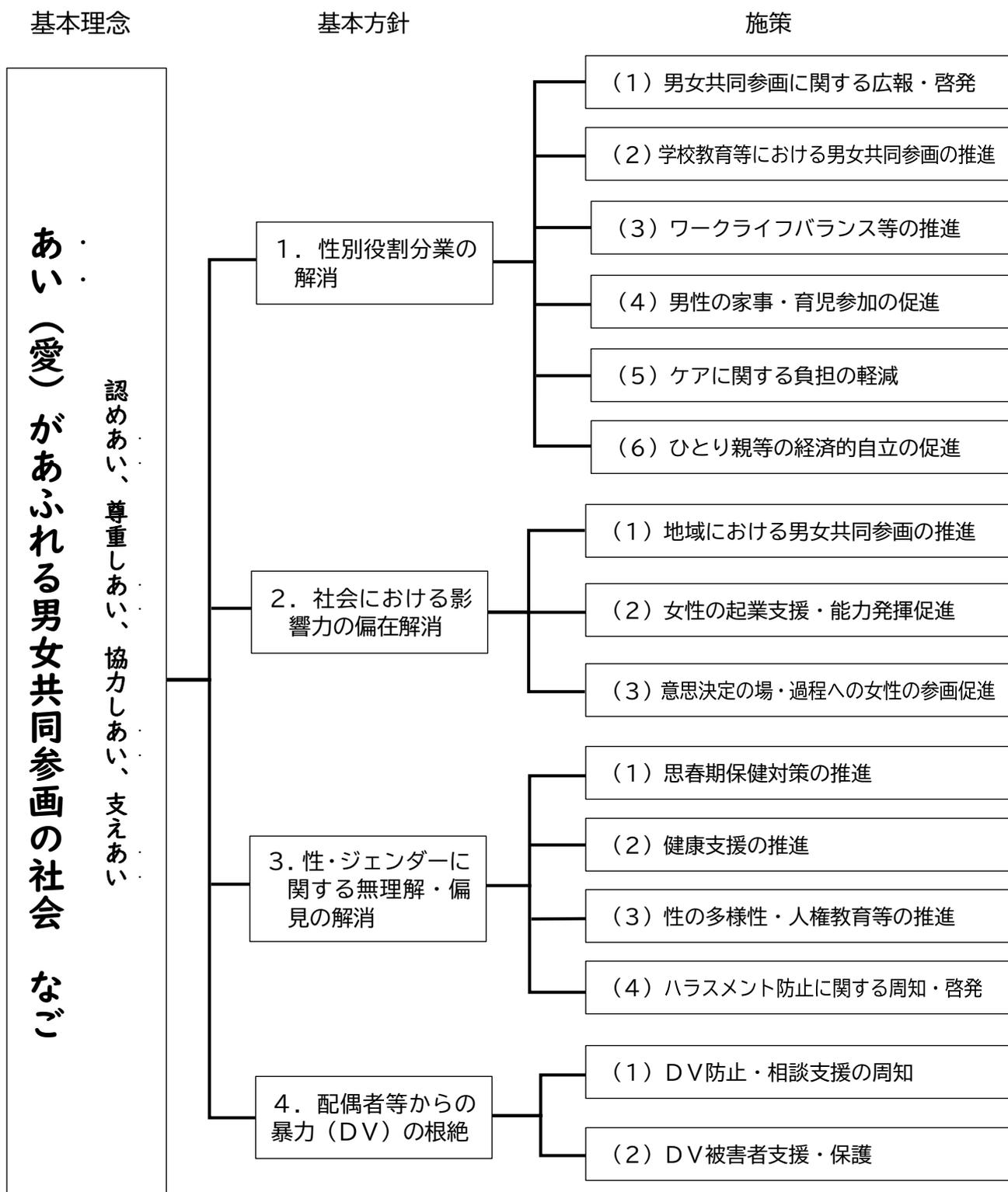
DV被害者等の安全と安心を確保し、市民の誰も加害者・被害者・傍観者にならないための総合的なDV対策を積極的に推進します。また、庁内及び関係機関の連携のもと、相談体制の強化を図ります。

## (2) 名護市男女共同参画推進条例の6つの基本理念と本計画基本方針との関係



### (3) 施策の体系

基本理念に掲げる「なご」の姿を実現させるためには、現状と理想とのギャップ（問題）を解消する必要があります。男女共同参画の実現を妨げる主要問題に対する基本方針を定め、その基本方針のもと取り組むべき施策を位置づけた施策体系を以下に示します。



### 3. 成果指標

計画を実効性のあるものとしていくためにも、計画に基づく取組みの成果と課題を客観的に評価する必要があります。そのため、以下に成果指標を設定します。なお、本来であれば100%または0%が望ましい項目についても、現状値を踏まえて成果指標としての数値を位置づけています。成果指標に対する到達具合から、計画期間内の市の取組みがどの程度有効だったか評価することとします。

項目	現状値 (令和4年度)	成果指標 (令和15年度)	指標設定の考え方等
基本方針1 性別役割分業の解消			
過去5年間に男性従業員が育児休業を取得した企業等の割合	14.1%	増加 (27%以上)	※現状値は R4 事業所意識調査問13より。
男女がともに働きやすい職場環境づくりに「特に取り組んでいない」事業所の割合	28.9%	減少 (16%以下)	※現状値は R4 事業所意識調査問8より。
名護市役所の超過勤務上限を超えた職員の割合	24.2%	10%以下	※成果指標は、第2次特定事業主行動計画の目標値(R7年度時点)に準じて設定。
名護市役所の男性職員の育児休業取得率	25%	30%以上	※成果指標は、第2次特定事業主行動計画の目標値(R7年度時点)に準じて設定。
名護市役所の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加のための休暇取得率および当該休暇の合計5日以上の取得率	合計取得率 100% 合計5日以上の取得率60%	合計取得率 100% 合計5日以上の取得率60%以上	※成果指標について、取得率は現状維持、合計5日以上の取得率は現状以上として設定。 ※なお、第2次特定事業主行動計画における目標値(R7年度時点)は取得率100%、合計5日以上は取得率40%以上。
基本方針2 社会における影響力の偏在解消			
名護市役所の各役職に占める女性職員の割合	部長級 7.1% 課長級 20.1%	部長級 14.0% 課長級 22.0%	※成果指標は、第2次特定事業主行動計画の目標値(R7年度時点)に準じて設定。 ※現状値は R5年4月1日時点

項目	現状値 (令和4年度)	成果指標 (令和15年度)	指標設定の考え方等
各種審議会等の女性登用率（名護市審議会総計）	27.7%	40%	※現状値は沖縄県の「市町村における男女共同参画の状況（令和4年4月1日時点）」より。
基本方針3 性・ジェンダーに関する無理解・偏見の解消			
デートDVという言葉の中学生の認知度	19.6%	増加 (26%以上)	※現状値は R4 中学生意識調査問12より。「内容もよく知っている」+「内容は少し知っている」の合計。
なんらかのハラスメントを受けたことがある市民の割合	女性 52.9% 男性 39.2%	減少 女性 39%以下 男性 23%以下	※現状値は R4 市民意識調査問33より。
基本方針4 配偶者等からの暴力（DV）の根絶			
パートナー間における「平手で打つ」「殴るふりをしておどす」の各行為について、「どんな場合でも暴力にあたると思う」と回答する方の割合	平手で打つ： 女性 80.2% 男性 79.1%  殴るふりをしておどす： 女性 73.6% 男性 70.3%	増加 女性 90%以上 男性 91%以上  増加 女性 84%以上 男性 84%以上	※現状値は R4 市民意識調査問25より。
配偶者等からなんらかのDVを受けたことがある市民の割合	女性 37.2% 男性 23.4%	減少 女性 25%以下 男性 11%以下	※現状値は R4 市民意識調査問29より。